

小規模保育事業(C型)(保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	保育必要量区分④		処遇改善等加算Ⅰ		管理者設置加算		資格保有者加算		障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用 子どもの単価に加算								
			保育標準時間認定 基本分単価 ⑤	保育短時間認定 基本分単価 ⑤	保育標準時間認定 ⑥	保育短時間認定 ⑥	処遇改善等 加算Ⅰ ⑦	処遇改善等 加算Ⅰ ⑧	処遇改善等 加算Ⅰ ⑨										
10/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	151,980	146,430	+	1,410 × 加算率	1,360 × 加算率	+	42,280	+	420 × 加算率	+	1人 2,050 2人以上 4,100	+	20 × 加算率 40 × 加算率	+	40,540	+	400 × 加算率
	11人 から 15人 まで	3号	142,210	138,510	+	1,320 × 加算率	1,280 × 加算率	+	28,180	+	280 × 加算率	+	1人 1,360 2人 2,720 3人以上 4,080	+	10 × 加算率 20 × 加算率 30 × 加算率	+	40,540	+	400 × 加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	減価償却費加算		賃借料加算		連携施設を 設定しない 場合 ⑫	倉庫の搬入につ いて自国調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合 ⑬	常態的に土曜日 に閉所する場合 ⑭	定員を恒常的に 超過する場合 ⑮		
			加算額 標準   都市部 ⑩		加算額 標準   都市部 ⑪							
10/100 地域	6人 から 10人 まで	3号 +	A地域	3,200	3,500	a地域	20,000	22,300	2,460 -	$(⑤+⑥) \times 10/100$	$(⑤+⑥+⑨) \times 10/100$	$(⑤ \sim ⑭) \times 90/100$
			B地域	3,000	3,300	b地域	11,000	12,300				
			C地域	2,900	3,200	c地域	9,600	10,700				
			D地域	2,700	3,000	d地域	8,600	9,600				
	11人 から 15人 まで	3号 +	A地域	2,100	2,300	a地域	27,000	30,100	1,640 -	$(⑤+⑥) \times 9/100$	$(⑤+⑥+⑨) \times 10/100$	
			B地域	2,000	2,200	b地域	14,900	16,600				
			C地域	1,900	2,100	c地域	13,000	14,400				
			D地域	1,800	2,000	d地域	11,600	12,900				

## 加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	⑯	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,730 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,090 × 人数B		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める			
冷暖房費加算	⑰	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域	
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域			110
		3 級 地	1,460				
除雪費加算	⑱	5,860		※3月初日の利用子どもの単価に加算			
降灰除去費加算	⑲	145,470 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算			
施設機能強化推進費加算	㉓	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算			
栄養管理加算	㉔	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算			
第三者評価受審加算	㉕	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算			